

【資料 2】

日本型直接支払交付金事業実績等

- (1) 多面的機能支払交付金の令和 6 年度実績
- (2) 中山間地域等直接支払交付金の令和 6 年度実績
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金の令和 6 年度実績

令和 6 年度多面的機能支払交付金制度取組状況について

○多面的機能支払交付金制度の概要

多面的機能支払交付金は、農業・農村の国土保全や景観形成等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援する制度で、農地や水路や農道などの農業用施設を保全する活動を実施する活動組織に対して、保全する農地の面積に応じて、交付金を交付します。(費用の負担：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4) ○令

○令和 6 年度多面的機能支払交付金の取組面積について

令和 6 年度の取組面積は令和 5 年度実績の 27,138 ha から 363 ha 増の 27,501 ha となる見込みです。

令和 6 年度は、広域化による統合等により 8 組織が減少しましたが、全体の取組面積は増加しました。

一方、活動を実施する役員のなり手不足や過疎化・高齢化に伴う活動参加人数の減少等により、将来の活動継続に不安を抱える活動組織が増加しており、これらの組織に対する支援が急務となっています。

※詳細は、別添の市町村別取組状況を参照ください。

○宮崎県の推進体制について

本交付金による取組の推進に当たっては、県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、県、市町村、農業者団体等から構成する宮崎県多面的機能推進協議会(以下、「協議会」という。)を地域の推進体制に位置づけています。

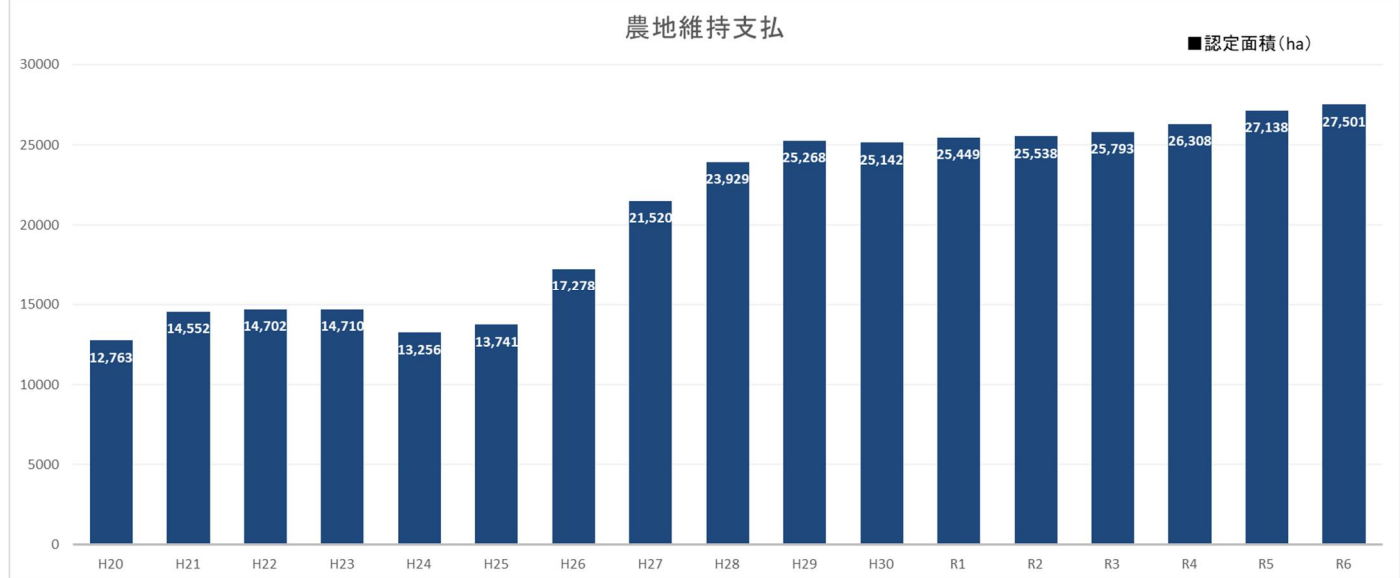
令和 6 年度は、以下のような取組目標を掲げ、本交付金による取組の推進を図りました。

- ① 市町村の推進計画に基づいた推進活動の実施
- ② 活動終期を迎えた組織に対する活動の継続の促進
- ③ 令和 6 年度新規設立組織の着実な計画認定の支援
- ④ 優良事例の横展開や活動継続を目的とした推進大会の開催
- ⑤ 活動組織への支援を目的としたパンフレットや手引きの配布及び目地補修講習会の開催
- ⑥ 本交付金の啓発促進を図るため、ホームページや広報誌を活用した広報

○農地維持の市町村別取組状況

(単位:ha、千円)

市町村名	令和5年度実績		令和6年度実績(見込)			
			実績		前年度からの増減	
	活動組織	認定面積	活動組織	認定面積	活動組織	認定面積
宮崎市	101	5,036	99	5,079	△ 2	43
都城市	75	3,958	71	3,945	△ 4	△ 13
延岡市	14	796	14	795	0	△ 1
日南市	41	1,704	41	1,694	0	△ 10
小林市	29	2,955	28	2,939	△ 1	△ 16
日向市	10	528	11	522	1	△ 6
串間市	26	1,365	25	1,355	△ 1	△ 10
西都市	16	1,969	15	1,969	△ 1	△ 0
えびの市	12	1,101	12	1,175	0	74
三股町	1	590	1	589	0	△ 1
高原町	4	43	4	43	0	0
国富町	17	832	19	915	2	83
綾町	1	307	1	306	0	△ 1
高鍋町	1	533	1	532	0	△ 1
新富町	7	634	7	634	0	0
木城町	9	1,711	9	1,797	0	86
川南町	12	799	11	936	△ 1	137
都農町	2	178	2	178	0	0
門川町	9	207	9	207	0	△ 0
椎葉村	1	8	1	8	0	0
美郷町	34	462	33	462	△ 1	0
高千穂町	9	613	9	612	0	△ 1
日之影町	1	411	1	411	0	△ 0
五ヶ瀬町	1	398	1	398	0	0
計	433	27,138	425	27,501	△ 8	363



令和 6 年度中山間地域等直接支払制度の取組状況について

○中山間地域等直接支払制度について

中山間地域等直接支払交付金は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成 12 年度から実施されています。

地域で取り組まれている農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものです。

このような取組の重要性にかんがみ、中山間地域等直接支払制度では、国が費用の半分、県が 1 / 4、市町村が 1 / 4（知事特認地域は 1 / 3 ずつ）を負担し、自治体を通じた支援を中山間地域の農業者に行っています。

5 年間以上農業生産活動を行うことが要件となっており、5 年周期で制度の内容が変わります。令和 7 年度からは第 6 期対策が開始されます。

○令和 6 年度の取組状況について

令和 6 年度の取組面積は、令和 5 年度実績から 2 ha 減の 5, 2 2 2 ha となる見込みです。また、交付金額は令和 5 年度から 4 6 1 千円増額し、8 3 8, 6 7 4 千円となる見込みです。

今年度の取組は、令和 7 年度から始まる次期対策に向けて、1 月に市町村担当者と県の支庁・各農林振興局を参集範囲とした担当者会議を実施し、活動の廃止意向を示す集落や、集落協定のネットワーク化に向けた現状・課題を把握する意見交換を行いました。

現在、県内 3 4 9 集落のうち 2 1 集落が令和 7 年度からの集落活動を廃止する意向を示しており、高齢化による体力・活動意欲の低下や事務手続きの負担が理由として多く挙げられました。

また、統合・ネットワーク化については、令和 7 年度以降に 6 市町村が取り組む意向を示していることが分かりました。

今後、ネットワーク化を推進することで、複数の集落協定が労力や事務負担を補い合い、農業・農村の維持ができる体制整備の支援を行って参ります。



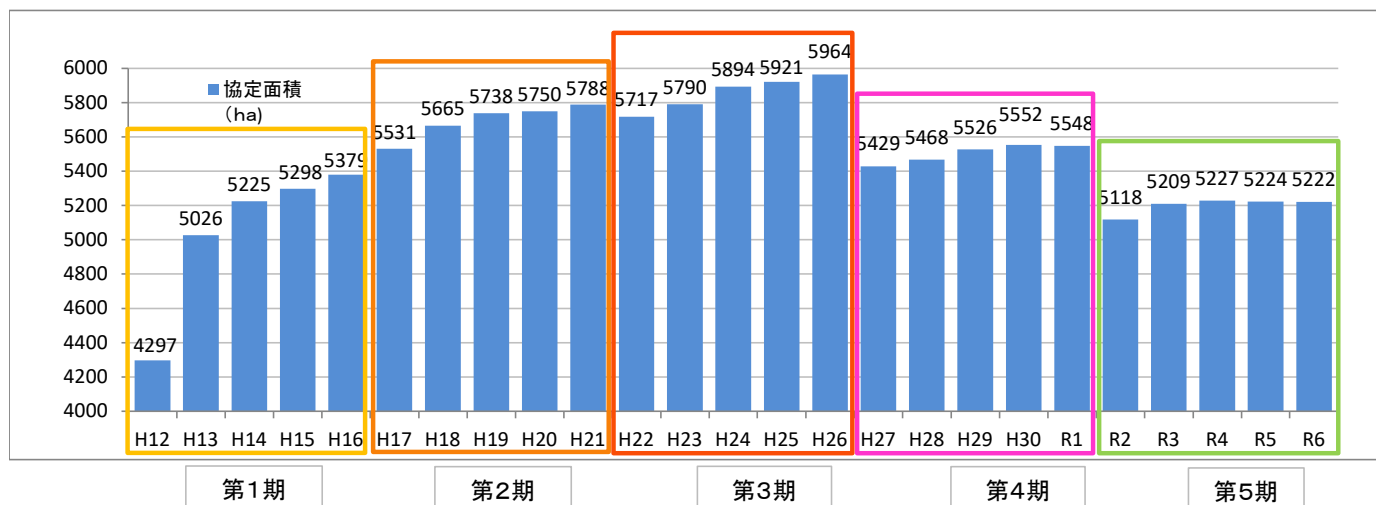
中山間地域等直接支払制度の取組状況

○市町村別実施状況（令和5年度及び令和6年度）

（単位：h a、千円）

	令和5年度実績			令和6年度					
				実績見込み			令和5年度実績からの増減		
	協定数	協定面積	交付金額	協定数	協定面積	交付金額	協定数	協定面積	交付金額
綾町	5	45.0	3,080	5	45.0	3,080	0	0.0	0
日南市	36	623.5	41,126	36	620.8	40,990	0	△ 2.7	△ 135
串間市	4	37.0	4,912	4	37.0	4,912	0	0.0	0
三股町	1	2.7	569	1	2.7	569	0	0.0	0
都城市	1	36.6	7,679	1	36.4	7,643	0	△ 0.2	0
小林市	28	319.4	47,533	28	321.0	47,715	0	1.6	182
えびの市	8	119.9	20,381	8	118.5	20,152	0	△ 1.4	△ 228
高原町	10	600.9	48,073	10	600.9	48,073	0	0.0	0
西都市	18	177.2	15,479	18	177.2	15,743	0	0.0	264
西米良村	6	19.9	2,900	6	19.9	2,900	0	0.0	0
木城町	4	17.4	1,732	4	17.4	1,732	0	0.0	0
都農町	1	2.6	534	1	2.6	534	0	0.0	0
延岡市	29	270.7	46,451	29	270.6	46,553	0	△ 0.0	103
日向市	7	44.4	10,251	7	44.4	10,251	0	0.0	0
門川町	1	7.6	445	1	6.7	412	0	△ 0.9	△ 33
諸塚村	14	113.5	16,782	14	113.5	16,782	0	0.0	0
椎葉村	31	162.3	26,643	31	162.3	26,641	0	0.0	△ 2
美郷町	40	650.2	86,140	40	650.2	87,515	0	△ 0.0	1,375
高千穂町	45	1,133.5	256,244	45	1,134.3	256,247	0	0.8	3
日之影町	5	438.1	115,057	5	437.4	113,451	0	△ 0.8	△ 1,606
五ヶ瀬町	55	401.3	86,204	55	403.5	86,779	0	2.2	575
県合計	349	5,223.7	838,213	349	5,222.2	838,674	0	△ 1.4	461

○県内取組面積の推移（平成12年度～令和6年度）



令和 6 年度環境保全型農業直接支払制度の取組状況について

○環境保全型農業直接支払制度について

環境保全型農業直接支払交付金は、意欲ある農業者が農業を継続出来る環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進するため、地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献する農業を実施する取組に対して支払われます。

具体的には、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う堆肥の施用、カバークロップ、冬期湛水管理等や、有機農業の取組があります。

○令和 6 年度の取組状況について

令和 6 年度の取組面積は、令和 5 年度実績の 6 8 9 ha から 4 7 ha 増の 7 3 6 ha、事業費は、令和 5 年度実績の 6 5, 0 2 6 千円から 4, 2 1 5 千円増の 6 9, 2 4 1 千円と増加する見込みです。

特に、有機農業の取組が 3 8 6 ha から 3 0 ha 増の 4 1 6 ha となり、増加面積の大部分を占めています。都城市で堆肥の施用の取組面積が拡大したことや、新富町で有機農業、宮崎市でカバークロップの新規取組農業者が加入したこと、さらに、年度から新たに高原町が本制度の取組（有機農業）を開始したこと等により取組面積が増加しています。

環境保全型農業直接支払制度の取組面積は年々増加しており、農業者の環境保全型農業への関心の高さがうかがえます。

また、令和 4 年 7 月 1 日に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）が施行され、環境保全型農業への気運が高まっています。

今後も環境保全型農業に関心のある農業者等に広く呼びかけ、制度の推進を図って参ります。



有機農業に取り組む茶園と芝桜

環境保全型農業直接支払交付金の取組状況

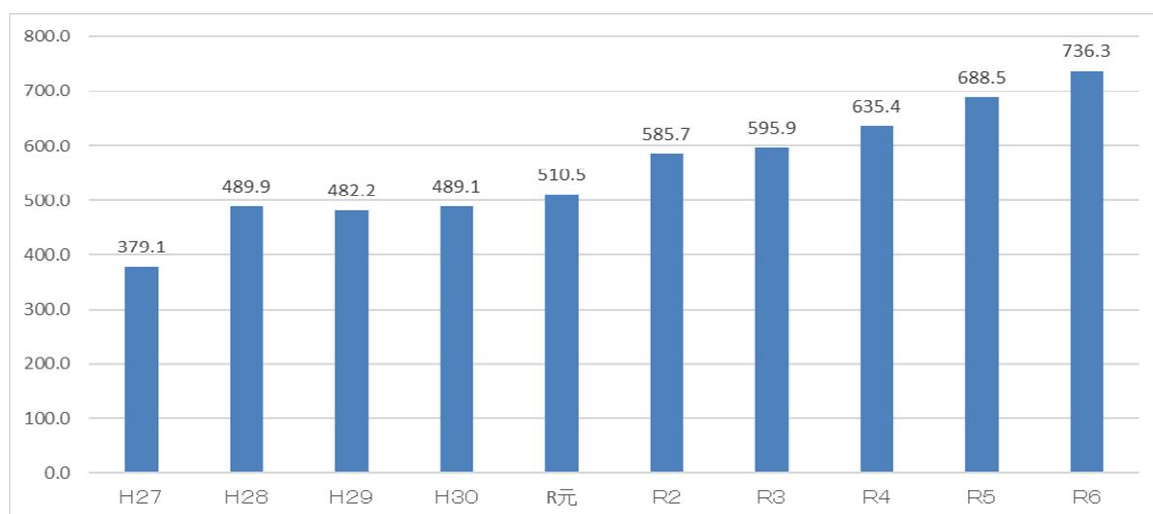
○市町村別実施状況(令和5年度及び令和6年度)

※取組数は、団体数(対象者数)を記載。

(単位 経営体, ha, 千円)

市町村名	令和5年度実績			令和6年度					
				実績見込み			令和5年度からの増減		
	取組数	面積	交付金額	取組数	面積	交付金額	取組数	面積	交付金額
宮崎市	1	136.4	11,158	1	148.2	11,534	0	11.8	376
都城市	1	71.2	4,016	1	84.9	4,708	0	13.7	692
日南市	2	22.7	2,363	2	26.1	2,509	0	3.3	146
小林市	1	146.9	14,159	1	145.1	14,078	0	△ 1.8	△ 81
日向市	1	16.3	1,608	1	16.2	1,688	0	△ 0.2	80
西都市	2	4.3	595	2	4.2	580	0	△ 0.1	△ 15
えびの市	1	89.2	8,138	1	81.2	7,693	0	△ 8.0	△ 445
高原町	0	0.0	0	1	4.3	520	1	4.3	520
国富町	1	25.8	1,793	1	23.2	1,616	0	△ 2.6	△ 177
綾町	1	63.5	8,572	1	67.5	9,100	0	4.1	528
高鍋町	1	22.5	2,593	2	33.7	3,677	1	11.2	1084
新富町	1	5.5	662	1	18.5	2,222	0	13.0	1560
木城町	1	3.9	519	1	4.4	578	0	0.5	59
川南町	2	25.1	3,010	2	25.0	2,998	0	△ 0.1	△ 12
都農町	1	4.9	590	1	4.9	590	0	0.0	0
高千穂町	2	21.4	1,329	2	20.3	1,261	0	△ 1.1	△ 68
日之影町	1	4.1	491	1	4.1	491	0	0.0	0
五ヶ瀬町	1	24.9	3,430	1	24.6	3,398	0	△ 0.2	△ 32
合計	21	688.5	65,026	23	736.3	69,241	2	47.8	4,215

○県内の取組面積の推移(平成27年度～令和6年度)



みやぎの農業・農業者を支える

日本型直接支払制度 について

①中山間地域等直接支払制度 ②多面的機能支払制度 ③環境保全型農業直接支払制度

① 中山間地域等直接支払制度の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等で、農業生産条件の不利を補い、
将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

農業生産活動を継続するための活動

(水路や農道の管理活動、鳥獣被害防止対策、周辺林地の管理活動など)



農道の管理活動



鳥獣被害防止柵の設置



周辺林地の管理活動

体制整備のための前向きな取組

(集落戦略(6年から10年後の集落の将来像)の作成)

農業生産活動を継続するための活動と併せて、集落戦略の作成を行うと、10割の交付単価となります。

加算措置

地域農業の維持・発展のための一定の取組を行う場合、追加的な支援も行います。
(超急傾斜農地の保全活動や複数の集落で将来の集落維持に向けた活動体制づくりの支援など)

第5期対策の主な改正点

- 遡及返還規定の一部緩和
- 通常地域の拡大(棚田振興法の指定棚田地域も通常地域となります)
- 体制整備要件の1本化(従来のA～C要件から集落戦略の作成に一本化)
- 棚田地域振興活動加算の新設等、加算措置の拡充

交付単価

(円/10a)

田		畑		草地			採草放牧地	
急傾斜 (1/20以上)	緩傾斜 (1/100以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)	草地比率の高い 草地 (寒冷地)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)
21,000	8,000	11,500	3,500	10,500	3,000	1,500	1,000	300

対象地域: 特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法によって指定された地域
及び、農林統計上の中間・山間農業地域等。

対象者: 集落協定等に参加して、5年間以上継続して、耕作や農用地等の管理を行う農業者等。

※制度の詳細については、市町村担当課もしくは最寄りの農林振興局(西臼杵支庁)にお問い合わせください。



② 多面的機能支払制度の概要

農業・農村の国土保全や景観形成等の多面的機能を
支える地域の共同活動を支援します。



農地維持支払交付金

農業者のみで構成する組織でも取り組みます。



資源向上支払交付金（共同活動）

地域住民を含む組織で取り組みます。



資源向上支払交付金（長寿命化）

農業者のみで構成する組織でも取り組みます。



多面的機能支払交付金を活用しよう

基本交付単価

（単位：円/10a）

地目	①農地維持支払	②資源向上支払 （共同活動）※1,2,3	①と②に 取り組む場合	③資源向上支払 （長寿命化）※4,5	①,②及び③に 取り組む場合 ※6
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※7	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年以上継続している農用地は、②に0.75を乗じた単価が適用されます。

※2：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組む必要があります。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組まない地区は、②の単価は5/6を乗じた単価となります。

※4：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新を実施します。

※5：本単価は、交付上限額になります。

なお、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額となります。

※6：①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は75%となり、田の場合、合計で9,200円/10a となります。

※7：畑には樹園地を含みます。

③ 環境保全型農業直接支払制度の概要

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

化学肥料・化学農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う次の営農活動

地球温暖化防止効果の高い取組

(カバークロップ(緑肥)の作付け、炭素貯留効果の高い堆肥の施用など)



●このほか、リビングマルチ、草生栽培に加えて令和2年度より不耕起播種、長期中干し、秋耕も支援の対象となります。

生物多様性保全効果の高い取組

(有機農業、冬期湛水管理など)



●国際水準の有機農業とは、有機JAS認証の取得か、有機JAS認証が可能な水準での取組を指します。
(新たに、土壌分析や周辺からの農薬飛散・流入対策等が要件化されました)



交付単価

	対象取組	交付単価 (円/10a)	
全国共通 取組	カバークロップ（緑肥）の作付け	6,000	
	たい肥の施用	4,400	
	有機 農 業	そば等雑穀・飼料作物以外	12,000
		このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ※2,000円を加算	
		そば等雑穀・飼料作物	3,000
	リビングマルチ （うち、小麦・大麦等）	5,400 (3,200)	
	草生栽培	5,000	
	不耕起播種	3,000	
	長期中干し	800	
	秋耕	800	
地域特認 取組	冬期湛水管理	8,000	

【令和2年度からの変更点】

- ①全国共通取組の拡充・単価の変更
- ②取組の無い地域特認取組メニューの除外
- ③有機農業の取組水準の引き上げ
- ④農業者団体の要件変更
(交付金に取組む農業者が2戸以上で構成された団体であることが必須になります)
- ⑤推進活動の項目変更

※土壌分析を実施するとともに、たい肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者

- ・本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
- ・制度の詳細については、市町村担当課もしくは最寄りの農林振興局(西臼杵支庁)にお問い合わせください。

各地で地域の絆が深まっています。 ～日本型直接支払の活動に参加してみませんか～



お問い合わせは、各市町村の担当部・課へお願いします。

県の担当課は下記のとおりとなります。

宮崎県農政水産部 農村整備課農村地域保全担当 電話 0985-26-7143

県各出先機関 担当課 ①中山間地域等直接支払制度 ②多面的機能支払制度 ③環境保全型農業直接支払制度

宮崎県中部農林振興局	地域農政企画課 電話 0985-26-7279	農村整備課 電話 0985-26-7281	農畜産課 電話 0985-26-7280
------------	----------------------------	--------------------------	-------------------------

宮崎県南那珂農林振興局	農政水産企画課 電話 0987-23-4312	農村整備課 電話 0987-23-4314	農畜産課 電話 0987-23-4313
-------------	----------------------------	--------------------------	-------------------------

宮崎県北諸県農林振興局	地域農政企画課 電話 0986-23-4507	農村計画課 電話 0986-23-4514	農畜産課 電話 0986-23-4509
-------------	----------------------------	--------------------------	-------------------------

宮崎県西諸県農林振興局	地域農政企画課 電話 0984-23-3165	農村計画課 電話 0984-23-4187	農畜産課 電話 0984-23-3166
-------------	----------------------------	--------------------------	-------------------------

宮崎県児湯農林振興局	農村計画課 電話 0983-22-1367	農村計画課 電話 0983-22-1367	農畜産課 電話 0983-22-1365
------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------

宮崎県東臼杵農林振興局	農政水産企画課 電話 0982-32-6135	農村計画課 電話 0982-32-6137	農畜産課 電話 0982-32-6136
-------------	----------------------------	--------------------------	-------------------------

宮崎県西臼杵支庁	農政水産課 電話 0982-72-2108	農政水産課 電話 0982-72-2108	農政水産課 電話 0982-72-2108
----------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

② 宮崎県多面的機能推進協議会（県土地改良事業団体連合会） 電話 0985-24-3361

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます
農林水産省 日本型直接支払について <http://www.maff.go.jp/j/nousin/index.html>